

ど、平次按ずるに、村井長頼の次は篠原出羽守一孝へ命ぜられしと聞ゆ。慶長十六年八月利光卿在判書出に如左載せられたり。

當地町中に而、下々申事仕出に付而は、其町人として相改、双方落付所見届、年寄共方迄案内可申旨可被申付候。此以前より右之通に相聞候條、向後之儀猶以可被申付事肝要候。高岡よりも内々右之分被仰越候條、其心得尤候。謹言。

八月十七日

判

篠原出羽守殿

其の後、小塚淡路と兩人に成りたり。慶長二十年四月金澤町肝煎等への達書に、町奉行兩人と載せたり。其の文如左。

當町中役儀被仰付覺

一、森本町跡先町役之事、篠原出羽守・小塚淡路守手前に而致穿鑿、本町之役家相應に見計ひ、無甲乙様に可被申付旨被仰出候。

一、年頭御禮之儀、殿様の銀子三枚、御前様の銀子二枚宛、

毎年指上可申候。五節句御禮之儀、御樽着たるべき事。一、町奉行兩人は、歳暮之禮儀樽着たるべく候。年頭之禮儀、銀子壹枚宛毎年出し可申候。下代中ねは、右之なみにおうじ少宛可出候。此外脇々の禮儀被成御停止事。一、町奉行并下代、人足・傳馬召遣候事、一切有之間敷旨被仰出候事。

自餘數條略之。

右被仰出條々、相違有間敷候。若奉行并肝煎誰々に不寄、公儀御用之外非分於申應は、可及訴訟旨被成御意候條、可成其意者也。

慶長二十年卯月三日

横山山城守

本多安房守

金澤町肝煎・惣町人中

寛永の初より、町奉行三人に成りたりけん。寛永五年八月金澤町中之定書に如左。是後の奉行の濫觴ならん。

一、町人公事篇之儀、町奉行衆三人として遂穿鑿可被相究候。若町奉行衆手前に而難相究出入有之付而は、御公事場へ可被談候。(下略)

一、町奉行三人は年頭爲祝儀、登人に銀子十枚宛、并五節句爲禮儀、一人に代物百疋宛、惣町中として可出之候。(下略、自餘數條有之。)

右條々無相違様に可被申付旨被仰出者也。

寛永五年八月廿三日 印

横山山城守

三輪法受

本多安房守

石川茂平殿

宮崎藏人殿

堀三郎兵衛殿

右の三人なりしかど、同十四年三月の定書には、長瀬五郎右衛門一人の名宛にて有之也。又藩國官職通考に、寛永十八年陽廣公入國の頃、小塚藤右衛門・長瀬五郎右衛門兩人勤之。是町奉行の名目儘に見ゆる始也とありて、此の後は二人宛と成りたりけん。但し、小塚・長瀬兩人を町奉行名目の儘に見ゆる始めとするは誤なり。明暦二年より役料二百石宛賜はるといへり。

○武藏ヶ辻

三州名跡誌に云ふ。利家卿伏見御在住の頃、諸事御用承る町人金澤へ來り、當地の眞中なる繁昌の地を拜領し、武藏庄兵衛と云ふもの、此地の棟梁たり。故に武藏ヶ辻と云ひ習はしけると。金澤深秘録には、昔矢師武藏と云ふ者、此地に居住せしゆゑなりといひ、又有澤武貞の金澤細見園譜には、今堤町と袋町との境を武藏辻といふは、古へ中川武藏守光重入道宗半の屋敷、此邊まで在りたるにより如此いふとぞ。とあり。右諸記録に載せたる傳説區々にして、孰れ正説ならんか。按ずるに、此の地に居住せる武藏庄兵衛が本姓は石黒といへり。金澤へ來り、此の地に邸地を賜はり居住するに依つて、武藏庄兵衛と稱したるよしなれば、武藏辻の名は、庄兵衛の居住せざる以前よりの名ならんか。彼の由緒書にも、元祖石黒庄兵衛と申者、生國城州伏見に居住仕處、伏見にて御用被仰付。依之越前府中へ被爲入節御供仕、夫より金澤へ被召連。と載せたるにても知られけり。改作所舊記寛文十二年八月田井村里長の書付に、金澤武藏辻より諸江村迄道程貳拾五町、割出村迄登里貳町など、道程を記載す。